

施設利用規約

第一章 総則

第1条（定義）

1. 本施設の運営管理は、東京ヤクルト販売株式会社（以下「当社」といいます）が行います。
2. 「インストラクター」とは、会社と契約したY o g a S t u d i o S ū t r a（以下、「本施設」といいます）の業務を委託する個人をいいます。

第2条（目的）

本施設は、フィットネスやスキンケアを通じて、会員の美と健康を維持・増進することを目的とします。

第二章 会員

第3条（会員）

W e b入会の手続が完了した方を会員といます。

第4条（入会資格）

本施設の会員は、次の各項のすべてに適合する方に限ります。

1. 本施設の趣旨に賛同し施設利用規約、その他の規則を守る方
2. 医師から運動を禁止されていない方
3. 成年被後見人及び被保佐人でない方
4. 心臓病、高血圧症、皮膚病、伝染病、精神病及びこれに類する疾患のない方
5. 過度な刺青をされていない方。但し、部分的なファッションタトゥー等、店内において他の方の目に触れないよう衣服等で覆い隠すことができれば、この限りではありません。
6. 暴力団関係者でない方
7. 18歳以上の方

第5条（入会契約の締結及び手続き）

本施設の会員となることを希望される方は、申込手続きをおこない、該当プランについては当社が定める入会金を納付していただきます。

第6条（入会金）

入会金は当社が定める金額とし、入会時に領収します。領収した入会金は理由の如何に関わらず返還いたしません。

第7条（デジタル会員証）

1. 当社は会員に資格を証するためのデジタル会員証を交付します。
2. デジタル会員証は予約ページよりご確認ください。

3. 前項により会員は本施設の入場に際して当社が交付したデジタル会員証を持参していただきます。
4. デジタル会員証は第三者に貸与・譲渡できません。
5. 会員は第16条により会員資格を喪失した場合、デジタル会員証が表示されません。

第8条（利用資格）

次の各項に該当する方は本施設をご利用できません。

1. 妊娠している方（一部レッスンではご利用いただける場合があります）
2. 酒気を帯びている方
3. 刃物など危険物をお持ちの方
4. その他、第4条の各項を満たすことができない方

第9条（利用料）

会員は施設を利用する場合、当社が定める利用料を支払うものとします。

1. 初回契約時に入会金、初月会費、翌月分会費が決済されます。
2. 初月会費は入会日を起算日として次の各号に定めます。また、入会日は初回契約時、15日先まで選択できるものとします。
 - (1) プレミアムプラン（通い放題）について、各月1日から末日までの利用権の対価を当該月分の会費額とし、入会日が月の中途であった場合は日割り計算し、当該月残日数に応じた会費を初月会費とします。
 - (2) ライトプラン（月4回）について、各月15日を境とし利用権ならびに対価を2分割し、入会日に応じた会費とします。なお、利用権は次月に繰り越すことができません。
 - (3) 各チケット（初回体験・デイプラン）については購入日を起算日として30日間有効とします。
3. 入会時以降の月会費は毎月20日を決済日とし、翌月分を前払いとして請求します。
4. 毎月20日の決済時に決済エラーとなった場合、エラー発生の通知がメールにて送信されます。その後、決済が成功するまで毎日リトライ決済処理が自動実行されます。

第10条（領収書の発行）

領収書の発行はお客さま自身でマイページより発行するものとし、当社で発行は行いません。

第11条（利用料の返金）

1. 当社都合によるレッスン中止については、レッスン受講権利をお戻しいたします。
2. 上記以外の場合、退会時の月額料金も含め利用料は理由の如何に関わらず原則返金いたしません。

第12条（健康管理・免責事項）

1. 体調がすぐれない場合は、無理をせずレッスンをお控えください。
2. レッスンに関連する怪我や体調不良について、当社は責任を負いかねます。

第13条（施設利用）

1. 当社は施設利用の円滑化を図るため、本施設利用は原則予約制とします。
2. スタジオへの入室は、レッスンの前後15分間とします。それ以外の時間帯については入室のためのQRコードを無効化します。

第14条（予約）

1. レッスンの予約は30日前から5時間前まで可能です。
2. レッスンのキャンセルは各レッスン5時間前までとさせていただきます。それ以降の予約変更はシステム上お受けしかねるため、無断キャンセル扱いとなり返金はされません。
3. 毎月1日～末日の間に、2回以上レッスンを無断でキャンセルした場合、翌月の同時に予約できる件数を制限させていただく場合があります。

第15条（プラン変更・休会）

1. 会員契約の変更（解約・プラン変更・休会など）は、毎月10日までに手続きが必要です。変更後のプランは翌月より適用されます。それ以降の変更は、翌々月の適用となります。
2. 休会は最長2か月まで可能です。

第16条（会員資格の喪失）

会員が次の各項のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。なお、会員資格の喪失時期は会員が以下の項目に該当したそのときとします。

1. 死亡した時
2. 第4条に定める会員資格に適合できなくなった場合

第17条（除名）

会員が次の各項のいずれかに該当する場合、当社は会員を除名できます。除名されたとき、会員は損害賠償の請求をおこなうことができません。

1. 入会にあたり報告する情報に虚偽の申告をしたとき
2. 本規約・規則・その他当社が定めた事項に反する行為があったとき
3. 本施設の名誉、信用を傷つけたり、他の会員との協調性を欠き運営の秩序を乱したとき
4. 本施設の設備などを故意に損壊したとき
5. その他、会員としての品位を損なうと認められた行為があったとき
6. 本施設内での営業・宣伝・勧誘活動や販売行為が認められたとき
7. 施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどにより当社ならびにインストラクターを著しく困惑せしめたとき

8. 諸費用の支払いを怠ったとき
9. 第19条所定の禁止行為に違反したとき

第三章 運営・管理

第18条（運営管理）

本施設は次の各項に基づき、運営管理をおこないます。

1. 本施設の運営管理は当社の責任においておこなわれます。
2. 当社は施設の利用など、運営管理に関する規則を定め、且つこれを変更することができます。

第19条（諸規則の遵守義務）

会員は本施設の利用に際し、所定の手続きをおこなうとともに、本規約、細則ならびにその他、当社が定める運営管理に関する規則に従うものとします。

第20条（禁止行為）

1. 許可なく館内を撮影、または録音、録画をする、撮影等を許可された場合であっても、別途許可なくSNSに写真等を投稿する行為
2. 許可なく本施設において物品の売買やパーソナルトレーニング等の営業行為や勧誘する行為
3. 営利・非営利を問わず勧誘行為（団体加入の勧誘を含む）
4. 他人を誹謗・中傷する行為
5. 他人に対する暴力や施設設備への落書きなど、公共のマナー・道徳に反する行為
6. ペット・動物を持ち込む行為
7. 館内および施設周辺で喫煙する行為
8. 館内で食事をする行為
9. 当社ならびにインストラクターの業務を妨げる行為
10. インストラクターとの連絡先交換やインストラクターに対するストーカー行為
11. 他人の施設利用を妨げる行為
11. その他、本条各号に準じる行為

第21条（休業日）

年末年始、夏季休業、設備等の点検・メンテナンスや改装、ならびに当社が定める日を休業日とします。

第22条（営業時間）

当社の定める営業時間とします。

第23条（当社及びインストラクターの免責）

会員は本施設内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当社は施設内で発生した盗難、傷害その他の事故について当社に重大な過失がある場

合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。ただし、当社に故意又は重過失が認められる場合はこの限りではありません。

第24条（会員の責任）

会員は本施設の利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えたときはその賠償責任を負う必要があります。

第25条（諸料金の変更）

当社は、入会金・会費等を、社会・経済情勢の変動を勘案して改定することができます。

第四章 その他

第26条（本施設の閉鎖又は利用制限）

当社は次の各項により本施設の営業が不可能あるいは困難な場合、本施設の全部又は一部を閉鎖し、施設の利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員はその他名目の如何を問わず、損害賠償責任などの異議申し立てをすることができません。

1. 法令の制定・改廃されたとき、又は行政指導を受けたとき
2. 天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき
3. 著しい社会・経済情勢の変化があるとき
4. 法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき
5. 当社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき

第27条（規約の改正）

本施設は次の各項に基づき、規約の改正をおこないます。

1. 当社は必要に応じて本規約及び細則等を改正することができます。会員は本規約の改正がすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
2. 当社及びインストラクターは前項により規約などを改正するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については本施設に提示するものとします。

第28条（細則等）

本規約に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第29条（発効）

本規約は令和7年3月17日より発効とします。